



群労発基 1209 第1号
令和3年12月9日

群馬県火薬類保安協会長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号）が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところです。併せて、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）について、一部運用が見直されました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html



群労発基 1209 第 3 号
令和 3 年 12 月 9 日

群馬県火薬類保安協会長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

「情報機器作業における労働衛生管理のための
ガイドラインについて」の一部改正について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等が別添のとおり一部改正されました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。